

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第6号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第41条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項第1号から第2号に掲げる者については、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）で認めるスマートフォンのアプリケーションの提示をもって、身体障害者手帳の提示に代えることができる。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)